第１８４回

近畿地方交通審議会

神戸船員部会議事録

令和６年１月２６日

神戸運輸監理部

［第１８４回　近畿地方交通審議会　神戸船員部会議事録］

１．日　時　　令和６年１月２６日（金）　１５時３０分から
２．場　所　　神戸運輸監理部　調停室
３．出席者
（公 益 委 員）奥見部会長、櫻庭委員、渕委員、石黒委員
（労働者委員）浦委員（欠）、和田委員、中野委員
（使用者委員）南委員（欠）、加藤委員（ウェブ）、小林委員
（運輸監理部）馬谷海事振興部長（欠）、大山海事振興部次長
　　松村海上安全環境部調整官
（事　務　局）大當船員労政課長、江川船員職業安定係
４．議　事
（１）　管内の雇用状況等について
（２）　船員に関する特定最低賃金の改正について
（３）　その他
５．閉　会

［ 議　事　概　要 ］

海事振興部次長

お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。改めまして、本年もよろしくお願いいたします。

少し時間より早いですが、皆様おそろいになりましたので、第１８４回近畿地方交通審議会神戸船員部会を開会いたします。

部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から、委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、労働者委員１名、使用者委員１名が所用によりご欠席、また、使用者委員１名がウェブによるご出席となっておりますが、運営規則に定める公労使委員各１名以上並びに全委員の過半数の出席を満たしておりますので、本部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、行政側より海事振興部長も所用により本日欠席となっておりますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料のご確認をお願いいたします。

・議事次第
・資料１　第１８３回近畿地方交通審議会　神戸船員部会　議事録（案）
・資料２　神戸管内船員職業紹介実績（１２月分）
・資料３　全国版船員職業紹介実績一覧表（１１月分）
・資料４　令和５年最低賃金審議等状況
・神戸船員部会情報
・別紙

本日の資料は以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。

部会長

それでは、議事に入ります。

まず初めに、第１８３回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配付されています資料１の議事録をご確認ください。案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題（１）の管内の雇用状況等について、船員労政課長から説明をお願いします。

船員労政課長

それでは、資料に基づきまして、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

１２月期の新規求人件数は４２件で、前月差＋１３件、前年同月差－３件、月間有効求人件数は９４件で、前月差＋１７件、前年同月差－２２件でした。

新規求職件数は６件で、前月差＋１件、前年同月差－４件、月間有効求職件数は１７件で、前月差－５件、前年同月差－１９件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢４８．５歳、月末の有効求職者の最高年齢は７１歳です。

次に、求人側から見た成立件数が１件、求職側から見た成立件数は１件でした。詳細は４ページの管内の取扱い求人者の成立一覧表をご覧ください。

１２月の月間有効求人倍率５．５３倍で、前月比＋２．０３ポイント、前年同月比では＋２．３１ポイントでした。

１ページ飛ばしていただきまして、管内の求人・求職成立の内訳をご覧ください。

新規求人４２件の内訳をご報告いたします。

職員が３５件、部員が７件、船種別では、貨物船等が３３件、旅客船が２件、その他の船舶の求人が４件、漁船が３件でした。漁船の内訳としましては、漁業調査船１件、練習船が２件になります。甲機別では、甲板部の求人が２２件、機関部の求人が１８件、事務部の求人が２件でした。

次に、新規求職者６名の内訳です。

職員が４名、部員が２名、船種別では、貨物船が３名、旅客船を希望する方が３名おられました。甲機別では、甲板部が３名、機関部が２名、事務部、司厨員が１名、年齢構成としては、３０歳未満が１名、３０代が１名、５０代が３名、６０歳以上が１名おられました。

続きまして、次のページにある新規求職者の年代別離職理をご覧ください。

求職者の離職理由のうち、会社都合が２名、乗船中の方が２名、未経験の方が１名、その他の理由の方が１名おられました。

５ページの紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

１０ページ、資料２の最後になります。

雇用保険の失業等給付につきまして、前月末現在の受給者が１名、１２月の新規受給者は１名おられます。１２月中の受給者の実員数が２名となっておりますが、そのうちの１名は、受講指示で認定日が変更になり、当月内に二度支給することになったため、延べ人数としては３名となっております。結果、基本手当の支給額は

５７万９，４４０円でした。下段に記載があります就職促進給付等につきましては、支給実績がありませんでした。

資料３をご覧ください。

こちらは、本省の海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績の一覧表になります。全国の船員の１１月分の実績は、新規求人件数が１，４３６件、新規求職件数が２０６件、有効求人倍率が４．６５倍で前月比＋０．４８ポイントでした。これに対しまして、厚生労働省が取りまとめました陸上職の１０月分の有効求人倍率の全国値ですが、１．３０倍で前月から＋０．０１ポイントとなっております。

兵庫県の就業地別の有効求人倍率は１．１７倍、前月から＋０．０１ポイント上回っておりまして、３か月連続して増加しております。

簡単ですが、説明は以上になります。

部会長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

労働者委員

質問というより意見ですけども、求人の１２月、５．５と急に上がっていますよね。

船員労政課長

はい。

労働者委員

昨年も３.何%、それよりも高いですけど、今年、特別、急に上がっとるみたいな印象を受けているんですけど、これは要因か何かあるの。

船員労政課長

ここ最近の傾向としまして、求職者が余り多くないことがあると思います。お伺いしておりますと、伝手などにより会社を辞める段階で次の仕事を見つけている方が多いようです。

労働者委員

求人が増えたわけではなくて、求職者が来ない。局を通していない。

船員労政課長

求職票を出す前に決まっている傾向があると感じています。やはり人手不足が影響しているのではないかと思われます

労働者委員

でも、失業して失業給付もらうためには、局に来なければならないけれども、求人や求職の扱いについては、個人で行っているような状況になってしまう。

船員労政課長

失業給付を受けようとする前に。

労働者委員

それまでに就職が決まっている。

船員労政課長

はい、次の仕事の目処がたって、辞められている方が結構おられるようです。

労働者委員

失業手当の申請手続きも、そんなに件数は出てないということなんだ。

船員労政課長

そうですね。失業給付を受けるためには、求職票を出さなければなりませんので。

労働者委員

そうだよね。

船員労政課長

今月、求人数が多いのは、有効期限が切れたため、再申請される定例的なものよりも、新規が割と多くありました。人手不足がだんだんと数字に表れてきているのかなと推察しております。

部会長

ほかにないでしょうか。

（なし）

部会長

ほかにないようでしたら、議題（２）船員に関する特定賃金の改正に移ります。

なお、本日は全委員の出席ではありませんので、漁業最賃専門部会の労働者委員として、全日海参画についての表決については次回以降とします。

皆様、よろしいでしょうか。なかなか、全員出席が。

労働者委員

こちらはいつでも。

部会長

前回から、全員出席の上でというお話もあったと思うので、委員が全員の出席のときに判断したいと思います。

それでは、事務局から最低賃金の改正等について報告をお願いします。

海事振興部次長

資料４をご覧ください。船員最低賃金の改正に係る全国の審議等状況について、前回の船員部会以降の変更部を赤字にて記載しております。前回時点で未確定であった中部局、九州局についても、内航、旅客、漁業、全ての業種で審議を終了し、令和５年度の船員最低賃金の改正額が出そろった形となりました。

なお、中央の漁業（かつお・まぐろ）に加えて、地方では、関東、中国、四国、沖縄局が昨年１２月中、北海道、東北、北陸信越局が今月上旬に全業種について答申の提出があり、いずれも今月中に官報へ意見要旨公示がなされています。

また、中央の内航、旅客につきましては、１月２２日に決定公示が官報に掲載されており、２月２１日から効力を発することとなります。

次に、神戸の状況ですが、前回部会において答申案報告のご承認を受け、同日付で近畿地方交通審議会会長宛てに報告いたしました。今年に入り、近畿船員部会の報告と併せ、近畿地方交通審議会・会長の決裁を経て、１月１７日付で神戸運輸監理部長宛てに答申の提出がありました。

これを受けまして、１月２２日付で神戸運輸監理部より本省宛に、船員の特定賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示を依頼しております。今後、官報に掲載され、１５日間に異議申立て等がなければ、決定の手続きに入ることとなり、改めて最賃改正額決定の官報公示を経て、官報掲載日の３０日後に改正最低賃金の効力が発生する運びとなります。神戸運輸監理部内、本省内部の決裁及び官報公示手続きに要する期間などを考慮しますと、前年度と同様の４月上旬に効力が発生する見込みとなっております。

今後も、最賃改正についての進捗状況につきましては、逐次、神戸船員部会においてご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料４の内容につきましては、確定、公表前ですので、お取扱いにはご注意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

事務局からは以上です。

部会長

ただいま事務局から、全国及び当部会における船員特定賃金の改正について報告がありましたが、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

（なし）

部会長

よろしいでしょうか。

それでは、議題（３）その他に移ります。

委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

公益委員の方、いかがでしょうか。

（公益委員なし）

部会長

労働者委員はいかがですか。

労働者委員

１点報告と質問があります。

報告は、能登半島地震での組合員の被害についてです。

関西地方支部管内の組合員１４６名中１３６名とその家族の安否については、無事の確認が取れました。

なお、連絡先が不明な者が１０名いました。海員組合全体では７１９名が被災地に居住しており、既に６３５名の無事を確認しています。あわせて、１６７件の家屋倒壊や損壊も確認しました。組合員には共済が出ますので、そういった調査も併せてしております。

また、関西地方支部管内の技能実習生全員の安否も確認ができておりますことを報告いたしておきます。

技能実習生については、出入国があるので、人数に約がつきますけど、兵庫県地区の８０名と北陸３県の実習生１６０名と特定技能組合員が５０名、全員の安否が確認できたということです。

質問事項です。令和６年１月４日付で海事局船員政策課雇用対策室長より、令和６年能登半島地震に関わる船員の在籍出向の特例について事務連絡が出され、平成１７年２月１５日付、国海政第１５７号（船員職業安定法等の一部改正に伴う船舶管理会社及び在籍出向に関する基本的な考え方について）別紙２の整理に関わらず「船員職業安定法に抵触するおそれのない在籍出向」として取り扱うとしておりますが、本日までの神戸運輸監理部管内での実績があれば、教えていただければなと思います。

同様に、令和２年４月１５日付、海事局船員政策課雇用対策室長事務連絡の、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う船員の在籍出向の特例について」の取扱いのときと同趣旨と捉まえておりますが、このときの取扱い件数があれば、実

態的なものがあれば教えてもらいたい。

この際の取扱い２で、出向元、出向先、いずれも本邦事業主に限定していたと思うのですが、今回は何ゆえ本邦事業主限定がないのかと、本邦以外という取扱いの分は、どのような場合を想定していたのか、分かれば教えていただきたい。

また、確認と質問の事項にはなりますが、能登半島被害者の従業員の下船が発生した場合のみ限定的に措置されることになるのかと、運輸局への船員求人をしていることが前提になるのかどうか。また、在籍出向期間は当面３か月と記載がありますが、これは会社に対してなのか、人に対しての３か月なのかも分かれば教えてください。

また、そこの表記に出てきますが、「中間搾取」みたいな記入があるんですけど、中間搾取とはどういうことなのか。紹介料とか仲介料が搾取に当たるのかどうか分かれば、今、現在進行形の問題もありますので、教えていただければと思っています。

今日に限定しませんので、また分かり次第、教えていただければ幸いですので、どうぞよろしくお願いします。

部会長

それでは、労働者委員の今の労働者委員からの質問については、次回までに分かるところについて行政で回答していただくことでよろしいでしょうか。

船員労政課長

まずは、全てのご質問に答えるのは、今、手元に資料がありませんので、また次回に回答をさせていただきたいと思います。

在籍出向の能登半島地震に係る出向の特例については、現時点で神戸に申請が何も出ておりませんということだけは、先に回答させていただきます。

労働者委員

コロナのときもなかった。

船員労政課長

コロナのときは申請がありました。

労働者委員

何件ぐらい。

船員労政課長

申し訳ありませんが、正式な数字は、次回での回答とさせてください。

労働者委員
　また、分かれば教えてほしい。

船員労政課長
　改めて回答させていただきます。

部会長
　それでは、使用者委員の方、いかがでしょうか。

（使用者委員なし）

部会長
　ウェブのほうはいかがでしょうか。

使用者委員
　いや、特にございません。よろしくお願いします。

部会長
　行政は、いかがでしょうか。

海事振興部次長
　労働者委員から新たなご質問いただいたところですが、前回の部会で質問のありましたＪＲ九州高速船株式会社の処罰に関する件について、分かる範囲で回答をさせていただきます。
　まず、質問内容に関する確認ですが、同社が運航する「クイーンビートル」が船体にクラックを生じ、船体浸水があったにもかかわらず、応急処置のみを行い、必要な臨時検査を受けずに運航していたこと、また、事故発生に対して速やか且つ適切な報告体制が機能されてなかったこと等に関する同社等に対しての処罰について、１点は、報道等のあった輸送の安全の確保に関する命令及び船舶安全法違反に対しての同社並びに運航管理者への罰金刑以外に何か処分、処罰等があれば、その内容を知りたい。
　もう一点は、輸送の安全の確保に関する命令によって、具体的に何が科せられたのかという２点の質問であったと記憶しておりますが、間違いございませんか。

労働者委員
　はい、間違いございません。

海事振興部次長

まず１点目について、行政処分の輸送の安全の確保に関する命令と行政刑罰の罰金刑以外の罰則、処分等について改めて確認できるものはございませんでした。

２点目の輸送の安全の確保に関する命令により、同社に対し具体的に課せられた内容につきましては、席上配付しました、右肩（別紙）Ａ４一枚物に記載された措置について、文書により命令発出日の６月２３日から一月以内に報告することとなっております。

また、ご質問に併せまして、労働者委員が懸念されておりました、同社の船員求人募集の急増と行政処罰等の因果関係につきましては、事実確認及び回答する立場にはございませんが、私どもが見た範囲では、求人の急増等についても特に確認することができなかった旨のみ、ご報告をさせていただきます。

満足な内容ではないかと思いますが、前回分のご質問につきまして、以上、回答いたします。

労働者委員

ありがとうございました。

海事振興部次長

引き続き、船員部会資料をご覧いただきたいと思います。

最初に、令和６年度海事局関係予算概要をつけております。内容の詳細な説明は省略させていただきますが、内航最賃部会の席上で使用者委員からご発言がありました内航海運の取引環境の改善に関係する部分として、商慣習の実態調査などを通じた内航海運事業者と荷主との連携強化を図るためのガイドライン改訂に向けた予算４，０００万円等を含めまして、年度当初予算として８２億８，０００万円余りが計上されております。

次に、本省のプレスといたしまして、１月２４日、「小型旅客船等へ安全設備を導入する際の補助金公募期間を延長します」の記事をつけております。知床遊覧船事故により強化される船舶の安全設備等の早期導入のための支援策につきまして、当初の公募期間が５年４月２６日から６年１月３１日までであったものを本年１０月末まで延長するものです。

また、この件に関連しまして、一枚物のリーフレット、３つの安全設備の義務化のお知らせをつけております。

それ以降につきましては、毎回同様のスクラップ記事、１１月分の内航海運輸送動向、１２月分の月例経済報告となりますので、また後ほど、ご確認をいただけましたら幸いです。

事務局からは以上です。

部会長

ただいま、事務局から前回部会時における労働者委員の質問に対する回答及び船員部会情報の説明につきまして、委員の皆様からは何かご意見等がありましたら、お願いします。

（なし）

部会長

ウェブ、よろしいでしょうか。

使用者委員

はい、よろしいです。

部会長

なければ、進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行をありがとうございました。

それでは、本日の部会につきましては、これにて終了とさせていただきます。

なお、次回の船員部会につきましては、２月の２２日木曜日１５時３０分から、この場で開催いたします。いつもの金曜日ではありませんので、ご注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

どうも本日はありがとうございました。

部会長

ありがとうございました。